

平成22年10月22日(金)
国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所
相武国道事務所
// 神奈川県
横浜市
川崎市

記者発表資料

交差点で歩行者が巻き添えになる交通事故を防止する為の対策工事に取り組んでいます。
神奈川県内の交差点「90箇所」で交通事故対策を実施

神奈川県内において、平成17年から平成22年5月までの間に、交差点において、歩行者が巻き添えになる交通事故が10件発生し、13名の方が亡くなっています。

このような状況を踏まえ、神奈川県警察と神奈川県内の道路管理者（国土交通省、神奈川県、横浜市、川崎市）とが協力して、交差点における歩行者が巻き添えとなる交通事故を防止するため、優先的に整備すべき交差点を選定し、神奈川県内の交差点「90箇所」において、今年度より交通事故対策に取り組んでいます。

工事期間中は、道路利用者の皆様・沿道住民の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■神奈川県内の事故対策実施予定交差点「90箇所」

	整備する交差点(箇所)	対策予定交差点(代表箇所)
国土交通省 横浜国道事務所	50	国道15号 新川橋交差点※(川崎市)
国土交通省 相武国道事務所	2	国道16号 東林間入口交差点(相模原市)
神奈川県	4	県道22号(横浜伊勢原) 東河内交差点(海老名市)
横浜市	27	一般市道 扇町1丁目交差点(横浜市)
川崎市	7	県道川崎町田線 川崎警察署東側入口交差点(川崎市)

※横浜国道事務所では、国道15号新川橋交差点(川崎市川崎区)において、平成22年10月25日より対策工事を実施します(工事内容は別添のとおり。)

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ
横浜市政記者会 横浜ラジオ・テレビ記者会 相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 交通対策課長	滝沢 貞男	TEL 045-311-2981 (代)
国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 交通対策課長	山田 利一	TEL 042-643-2001 (代)
神奈川県 県土整備局 道路部 道路管理課長	三浦 雅彦	TEL 045-210-6350
横浜市 道路局 道路部 施設課長	中村 信治	TEL 045-671-3557
川崎市 建設緑政局 道路河川整備部 道路施設課長	濱見 健	TEL 044-200-2818

○交差点において歩行者が巻き添えとなる交通事故が発生している要因

- ・ 交差点で発生する事故の形態として、右左折事故、追突事故、出会い頭事故などがあり、これらの事故に伴い、歩行者が捲込まれる事故が発生。
- ・ 交差点の巻き込み部に歩行者の滞留スペースが狭く、歩行者を保護をする防護柵等が設置されていない。

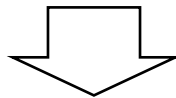
○優先的に対策を実施する交差点の決定フロー

<ステップ1> 対象となる交差点の選定方法

神奈川県内の信号交差点（約9000交差点）から、下記選定基準により、140交差点を選定した。

【選定基準】

- 1) 歩行者が滞留する場所（信号交差点）
- 2) 事故が多発する交差点（3年間で15件以上発生）
- 3) 片側2車線以上の道路及び規制速度50km/h以上



<ステップ2> 現地調査及び優先的に整備する交差点の決定

選定された140交差点のうち、道路管理者及び警察署による現地調査等を実施し、その結果に基づき対策を実施する90交差点を決定した。

○主な対策例

- ・ 車止め（ボラード）



- ・ 減速マーク（ドット）の路面標示



- ・ カラー舗装



国道15号 新川橋交差点 事故対策工事の概要

《工事期間》

平成22年10月25日（月） 21：00～6：00

平成22年10月26日（火） 21：00～6：00

（予備日）平成22年10月27日（水）

《対策内容》

○交差点巻き込み部に車止め（10本）を設置

《対策効果》

○交差点内で発生した交通事故により、巻き込み部へ向かってくる車両から、歩行者を保護する効果が期待できます。

《位置図》



《車止め設置イメージ》

写真1



《対策図》

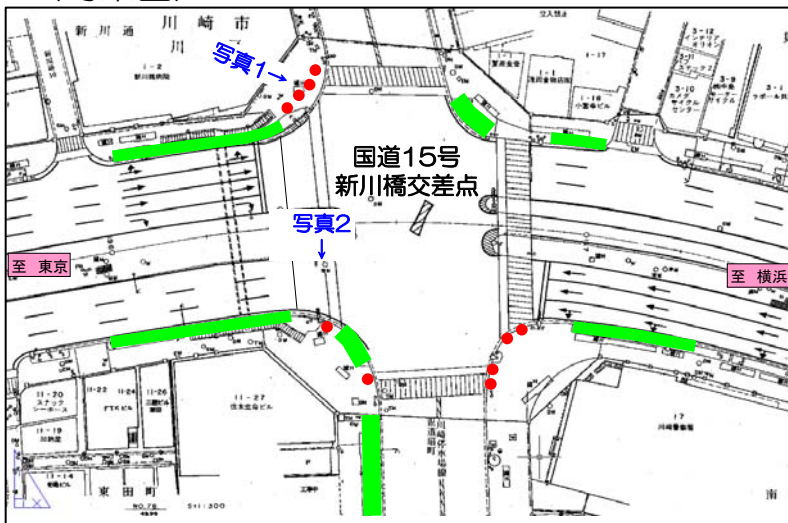


写真2



凡例

既設植栽	■
新設車止め	●